

加古川市危険木伐採等支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、住宅等への倒木被害から市民の生命及び財産を保護するため、市内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、予算の範囲内で加古川市危険木伐採等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「危険木」とは、概ね胸高直径が20cm以上で、かつ、樹高が5m以上のもので、倒木により住宅に被害を与えるおそれのある立木又は住宅若しくは市民の生命及び財産に被害を与えるおそれのある倒木をいう。

（補助金の種類等）

第3条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表1に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項に規定する補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の返還）

第5条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後2週間以内に補助事業実績報告書（様式第3号）に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【別表 1】

補助金の種類	性質	事業費補助	
	目的	住宅等への倒木被害から市民の生命及び財産を保護するため	
補助金の範囲	対象となる者	危険木が存する土地を所有し、占有し、又は所有者の承諾を得て管理する者	
	対象となる危険木	以下のいずれかに該当すること。 （１）森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する地域森林計画の対象森林内に存している危険木。 （２）市長が特に交付の対象とする必要があると認める危険木。 ※国及び県が実施する森林整備事業の対象となる事業地の危険木は除く。	
	対象となる事業	危険木が存する土地を所有し、占有し、又は所有者の承諾を得て管理する者が自己の責任において行う危険木伐採事業及び、市長が特に必要と認める危険木伐採事業。	
	対象となる経費	対象となる事業に要する次に掲げる経費とする。ただし、危険木を有価物として処分する場合は、補助事業に要した委託費用等の額から、危険木の売却等による収入額を控除した額を補助対象経費とする。 （１）委託費 危険木の伐採、撤去及び処分に要する委託費用 （２）その他 その他市長が必要と認めるもの	
補助金の額等		補助率及び補助金の額	補助対象経費の 2 分の 1 以内 ※交付額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
		補助上限額	250,000円
交付条件		・市税の滞納がないこと ・補助金の交付は、1 者（その生計同一者を含む。）につき同一年度内において 1 回限りとする。	

【別表 2】

申請書 添付書類	(1) 事業計画書（別紙 1） (2) 見積書の写し（2 者以上の見積書を提出） (3) 図面（位置図等） (4) 土地の所有者の承諾書（別紙 2） （交付申請者が危険木の存する土地の所有者でない場合に限る。ただし、民法第 720 条第 2 項の緊急避難に該当するものに限って、緊急的に危険木を伐採しないと住宅又は市民の生命及び財産に被害が生じ、かつ、申請時点で承諾書の取得が困難であるときは、交付申請者の誓約書の提出をもってこれに替えることができる場合があるものとする。） (5) 整備前の写真（周囲の状況、危険木の胸高直径の計測状況、樹高の計測状況がわかるように撮影すること。） (6) 加古川市市税確認承諾書（別紙 3） (7) その他市長が必要と認める書類
-------------	--

【別表 3】

実績報告書 添付書類	(1) 事業完了報告書（別紙 1） (2) 補助事業に要した費用の収支及び内訳を証する書類（領収書の写し等） (3) 整備後の写真 (4) その他市長が必要と認める書類
---------------	--